

## インドネシアの民主化10年—その成果と課題

### 発禁、脅迫、暴力の荒波と出版メディア

高橋宗生

アジア図書館が所蔵する各国の新聞、雑誌のうちインドネシア発行のものは、スハルト体制崩壊前に発禁処分にあったものが多い。新聞では『シナル・ハラパン』、雑誌では『テンポ』、『エディトル』がそれぞれ「出版事業許可証」(SIUPP)をメディアを管轄する情報省に取り上げられている。しかし、スハルト体制崩壊後、ハビビ新大統領は就任後早や五日目に、このSIUPPを定めた一九八四年情報大臣令の無効化を明言した。その後は、世論に込めるかたちで、言論や政党設立の自由化、地方分権化などスハルト体制下ではほとんど力が注がれなかった政策を押し進めた。そのうちのひとつが一九九九年法律第四〇号として公布された「報道法」(Undang-Undang tentang Pers)の制定である。

なお、この“Pers”という語は「新聞」と訳されることが多かったが、同法の定義では新聞だけではなく、雑誌や電子メディア、音声・映像なども含むことから(ここでは「報道」と訳すことにする)。

「報道法」では報道の独立性が謳われ、発禁、検閲の禁止が明記されており、政府

の身勝手な発禁措置を恐れて長きにわたって自己検閲を続けてきた出版メディア界はユーフォリアで満たされた。それから九年近くが過ぎ、出版メディアの置かれた環境はどのように変化したか。それを知るには、報道と政府および司法の関係を過去にさかのぼって振り返る必要がある。

#### ●スハルト体制下の出版メディア発禁

インドネシアでは、すでに一九世紀半ばの時点でオランダ領東インド政府による印刷物の検閲制度が敷かれ、政府に対する批判・中傷を広める行為に対する刑を定めた法律も制定されていた。二〇世紀に入り民族主義運動が高揚してきた一九三〇年代には、秩序を乱す出版物の発禁を定めた蘭印総督令(P.O.)が公布され、反政府言論が厳しく取り締まられた。日本占領期には「出版許可証」(SIT)を持つことが義務付けられ、日本人による現地出版社の監督と出版前の検閲が行われた。議会制民主主義が導入された一九五〇年代は、短い期間ではあったが政府と出版メディアとの力関

係が均衡していたといえる。前述したP.O.や政府批判を封印しようとした陸軍参謀長令が国会決議やマスコミ連合体の圧力で廃止されたことは、特筆されるべきである。しかし、スカルノの指導制民主主義期やスハルト体制下においても発行許可制度は形を変えながら継承されることも、蘭印時代に定められた出版物による政府への憎悪の流布を取り締まる刑法条文も効力を持っていた。一九六六年の「報道基本法」において検閲や言論弾圧が禁じられていたにもかかわらず、一九七〇年代にはマラリ事件(一九七四年)で政府批判を行った一新聞と一雑誌が、国民協議会でのスハルト三選阻止を訴える学生運動(一九七八年)の報道ではジャカルタの七紙が、それぞれ発禁処分にあった。

一九七〇年代にはまだ期限付きの発禁処分が少なくなかったが、一九八〇年代に入ると様相が変わってくる。まず、一九八二年改正「報道基本法」で、逐次刊行物を出版するすべての出版社がSIUPP取得を義務付けられた。一九八四年の情報大臣令によりその詳細が三七条に亘って定められ

たが、発禁期間は無期限とされた。この大臣令によって一旦発禁処分を受けると、同じ名称では二度と当該紙誌を発行することができなくなり、経営陣の再編を行い紙誌名を変更した上で出版許可の再申請をする必要があった。ここでは、同大臣令の発効後、発禁の憂き目を見た新聞・雑誌の例をみていきたい。

一九八六年、原油価格下落やルビア切り下げに関連した経済政策のスクープ記事が社会不安を醸成したとの理由により、鋭い政府批判で人気のあったプロテスト系夕刊紙『シナル・ハラパン』のS I U P Pが取り上げられた。翌年にはビジネス紙でありながら政治報道に傾き、誤った報道をしたとして朝刊紙『プリアリタス』が発禁処分となった。両紙ともその時点で歴史を閉じ、半年後前者は『スアラ・ペンバルアイン』、後者は二年近く経って『メディア・インドネシア』として生まれ変わったものの、その間に膨大な経済的損失を被った。

一九九〇年にはタブロイド週刊誌『モニートル』が発禁処分にあったが、このケースは市民が先に抗議行動を起こして発禁処分を求め、情報省の決定がそれに続いたという点でこれまでの例と異なっている。これは「読者が敬愛する五〇人」と題して同誌で人気投票が行われた結果、預言者ムハシマドが一位にランクされたことに対してイスラーム教徒の怒りが爆発した事件である。『モニートル』事務所はデモ隊の投

石などによって大きな損害を受けた。イスラーム知識人の間でも、預言者を冒瀆したとして同誌の発禁やアルスウェンド編集長の法的責任を求める声が相次いだ。『テンポ』（一九九〇年一月二七日号）の組んだ特集記事でも、アルスウェンドを弁護する声は、九人のイスラーム知識人のうち後に第四代大統領となったアブドゥールラフマン・ワヒド（以下、グス・ドゥル）を含む二人からしか聞こえてこなかった。アルスウェンドは、ジャーナリストの唯一の受け皿であった「インドネシア・ジャーナリスト協会」（P W I）から除名された上、宗教に対する侮辱、私的利益のためのメディアの利用、等の罪状で禁固五年の実刑判決を受けた。

一九八九年には「政治開放」政策が国会で論議され、九〇年代に入るとマスメディアに対する規制緩和を期待する機運が高まったが、一九九四年六月に有力週刊誌『テンポ』、『エディートル』、ならびにタブロイド週刊誌『ドゥティック』の三誌のS I U P Pが取り上げられ、その期待は泡と消えることになった。それぞれの公式の発禁理由は、『テンポ』が政府高官間の対立を報道し、国の安定を脅かしたこと、『エディートル』は登録手続き上のミス、『ドゥティック』は登録報道分野である犯罪と異なる政治分野の報道に偏ったためとされたが、実際の理由はそれとは異なっていたと考えられている。『テンポ』の場合は、旧

東独製の中古軍艦購入に関わる不明瞭な手続きと金額をめぐるスキャンダル報道を行ったことが、『エディートル』の場合は、一銀行（Bapindo）のオーナーによる巨額資金不正流用事件にスハルトの三男が関わっている可能性を示唆した報道を行ったことが、『ドゥティック』の場合は、スハルト後継者問題を扱った記事でハビビの取り扱いが小さいことに本人が気分を害したことなどが真相ではないかと言われている。

これら有力雑誌の突然の発禁処分に対しては国内外から批判が噴出し、『テンポ』編集長グナワン・モハマッドは情報省を相手に裁判に訴え、一、二審では勝訴した。しかし、最高裁の判決は情報省が取った措置に違法性を認めず、『テンポ』は敗訴した。その時には『テンポ』内部の記者たちはすでに分裂しており、若手を中心にその多くが『ガトラ』誌へと職場を変えていた。また『エディートル』内の記者たちは『ティラス』誌へと移っていった。両誌ともにスハルトの側近実業家が資金を提供し、新しくS I U P Pを獲得して発刊を始めた雑誌であり、発禁後の利権に群がる企業グループと政財界癒着の姿が露となってしまった。

### ●ポスト・スハルト期の出版メディアと暴力

それでは、冒頭で触れた「報道法」制定後、出版メディアは順風満帆の道を辿ったのだろうか。結論から言えばそうではない。



## インドネシアの民主化10年—その成果と課題

S I U P P 発行制度の廃止により、一九九七年までに三〇〇台だった登録新聞・雑誌数は、九九年には一挙に一四〇〇近くへと急増した。しかしその後、経営や財政の問題で出版を続けられない逐次刊行物が著しく増加した。

権威主義体制を捨てて民主国家を目指す移行過程の中で政情は安定せず、自由を得た雑誌・新聞は政権内のスキヤンダルを書きたてた。グス・ドゥル大統領がブルネイ国王から五〇万米ドルを受け取り、個人口座に収めた疑惑や、食糧調達庁財団資金の不正流用事件で二〇〇億ルピアが大統領の手に渡ったという疑惑が報道されると、それまで出版メディアに対して好意的だったグス・ドゥル大統領の態度は一八〇度転換し、コメントを避けたり、急にマスコミに対して攻撃的になったりした。グス・ドゥルを熱烈に支持するナフタトゥール・ウラマの青年グループは、グス・ドゥルを批判する新聞社に対して頻繁に攻撃を仕掛けるようになった。

情報省はグス・ドゥルによって解体され、政府による出版メディアの統制はなくなったが、報道内容によって不利益を被ったり名誉を傷つけられたと感じた社会の側からの攻撃は急増した。市民、警察、政府機関などによるマスコミへの暴力事件は、二〇〇〇～二〇〇二年の間に合計二七五件発生している。新聞社が脅迫によって賭博行為の報道を諦めたり、自治体内の違法行

為を報道した記者の家が放火されたりするなど、脅迫やテロまがいの事件を加えると、その数はさらに跳ね上がるであろう。

暴力行為を含んだマスコミ攻撃の中で特に注目されるのが、実業家トミー・ウイナタ（以下、T W）による『テンポ』誌への損害賠償訴訟である。

T Wはアルタ・グラハ財閥を率いる華系大実業家で、以前から国軍との結びつきが強かった。『テンポ』は、二〇〇三年二月に緬甸問屋が密集したジャカルタ・タナアバン地区で発生した大火災の裏には、同地区の再開発を行政当局から任せられることを目論んだT Wが放火を画策した可能性があると報道した。記事を読んで激怒したT Wの子分たち約一五〇人は、『テンポ』事務所を襲撃し、投石などの破壊行為を行った上、話し合いに臨んだ三人の記者に対して執拗に暴行を加えた。T Wは名誉毀損で同誌を告訴したが、翌年の地裁判決では損害賠償五〇〇億ルピア、チーフエディターに禁固一年という厳しい判決が下り、グナワン・モハマッドの家は差し押さえられている。二〇〇六年の高裁判決も『テンポ』の有罪を支持したが、最高裁では被告側が主張する「報道法」が適用されてチーフエディターの禁固刑は却下された。この最高裁判決は出版メディアの報道内容が刑法ではなく、その社会的役割を考慮して「報道法」で裁かれたという点で、報道の自由実現への足がかりになったといえよう。

ところが、翌二〇〇七年には出版メディアを不安に陥れる二つの動きがあった。一つは、一九九九年に解体され、国務大臣が管轄する庁クラスの機関に格下げされていた旧情報省が、二〇〇五年に通信・情報省として省へと復帰したことに端を発している。同省が作成した「報道法」改正法案においては、「報道の独立性」という文言が消えた上に、多くの章に「詳細は政令で定める」という文言が挿入され、政府が報道に規制をかけようとする姿勢が明確になったのである。

いま一つは、最高裁が、スハルトの不正蓄財疑惑を暴いた『タイム』誌に対し、報道内容が適正でなく、注意深さを欠くとして一兆ルピアの損害賠償と内外メディアへの謝罪広告掲載を命じる判決を下したことがある。一、二審では「報道法」に基づく判決でスハルト側が敗訴していた。それから六年以上の年月を経て、メディアによる名誉毀損を規定していない同法は無視され、民法に基づいて非常に重い損害賠償判決が下ったことは衝撃的であった。

このように、出版メディアはいまだ不安定な状況に置かれている。出版メディアへの脅迫や暴力を減らすためには、記者たちの慎重かつ正確な報道に加えて、「報道法」を支える諸法の整備が必要とされている。

（たかはし むねお／アジア経済研究所図書館）